

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により，令和3年5月27日付けで提出された「株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）の設置に係る配慮書案」について，令和3年9月8日付けで条例第13条第1項の規定に基づく環境配慮の観点からの市長意見を述べましたので，同条第3項の規定に基づき，次のとおり公告するとともに，市長意見を縦覧に供します。

令和3年9月16日

京都市長 門川 大作

## 1 事業者の名称及び代表者名等

### (1) 事業者の名称

株式会社ヨードクリーン

### (2) 代表者名

代表取締役 小石 玖三主

### (3) 主たる事業所の所在地

京都市西京区榎原盆山15番地1 リーフファーストビル

## 2 対象事業の計画の名称，種類及び規模

### (1) 名称

株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）の設置

### (2) 種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（破碎施設）の設置

### (3) 規模

1日当たりの処理能力 55.3t

### 3 事業実施想定区域

京都市西京区榎原秤谷39番地1, 41番地, 77番地

京都市西京区榎原芋峠61番地

### 4 環境配慮の観点からの市長意見の縦覧の場所, 期間, 時間及び内容

#### (1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

#### (2) 縦覧の期間

令和3年9月16日から同年10月15日まで（土曜日, 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

#### (3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

#### (4) 縦覧内容

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから閲覧することができます。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000289178.html>

(環境政策局環境企画部環境管理課)